## ⑤ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

問・申 笠間市消費生活センター Tel 0296-77-1313

日時		内容	
6月14日 (水)		登記等に関する相談	司法書士 西間木 雅子さん
6月22日(木) 7月20日(木)	午前 10 時~正午 午後 1 時~3 時	法律相談	元大学教授 山口 康夫さん
7月13日(木)		登記等に関する相談	司法書士 入江 浩幸さん

場所 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内:笠間市友部駅前 1-10)

・相談は1件あたり1時間程度です。相談のみで案件を依頼することはできません。

・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

定員 各日4名(先着順)

対象 市内在住の方

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

## |⑥ 挑戦する女性を支援します

問•申 商工課(内線 510)

市では、女性の社会進出、活躍の推進を図ることを目的として、今年度から、就職等のため の資格取得や創業の支援等を行うとともに、相談窓口を開設しています。

仕事のスキルアップをしたい、再就職したい、市内で起業したいなど女性の新たなチャレン ジを支援していきますので、お気軽にお問い合わせください。

- ○資格取得支援 厚生労働大臣が指定する教育訓練の受講費用等の一部を助成します。
- **○創業支援** ・創業に際しての相談や補助などを行います。
  - ・創業のスタートとなる創業事業計画の作成支援や経営相談を行います。

# ⑦ 創業する方に補助を行います

問・申 商工課(内線 510)

市内または友部駅前地区の商業の振興による賑わい創出と地域経済の活性化を図るため、創 業する方を対象に補助金を交付します。

対象業種 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業

対象経費 (1)新築、改装等の工事費 (2)店舗等の購入費

(3) 設備費(パソコンなどの備品類は対象外)

(4) その他市長が特に必要と認めた経費





### 笠間市内

補助金額	補助対象経費の2分の1(上限50万円)	
対象者	年度内に市内で新築または空き店舗等(3か月以上使用されていない店舗等	
	または建築後1年以上経過している施設)を活用した創業を行う方	

#### 友部駅前地区

補助金額	補助対象経費の3分の2(上限100万円)		
対象区域	友部駅に接する商業地域および、友部駅南口広場から平町交差点までの県道に 接する区域		
対象者	年度内に対象区域で新築または空き店舗等(3か月以上使用されていない店舗等 または建築後1年以上経過している施設)を活用した創業を行う方		

※補助金の交付回数は、補助事業者ごとに1回を限度とします。詳しくは市ホームページ(右上 の二次元コード)から、またはお問い合わせください。

#### 「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。 4ページ